

地域主権戦略会議ヒアリング(H22.4.19)

全 国 知 事 会 資 料

資料 1 「一括交付金」制度設計における大原則

資料 2 地方向け国庫補助金等の全体像（平成 22 年度当初予算）

「一括交付金」制度設計における大原則

平成 22 年 4 月 6 日
全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

政府は、「地域主権戦略の工程表（原口プラン）」に基づき、平成 23 年度から「一括交付金」を導入するための議論を重ねている。

これを受け、全国知事会一括交付金プロジェクトチームは、対象とする範囲・東ね方、総額、配分基準などを論点に、地域主権に向けて意義のある一括交付金制度のあり方について、これまで幅広く議論してきたところである。

同時に、地方における財源総額が大幅に削減され、地方の権限・裁量の拡大につながらなかった、かつての「三位一体の改革」の二の舞になることを強く懸念している。

政府において検討中の「中期財政フレーム」においても、いやしくも、一括交付金化を国の方的な財源捻出の手段とするようなことがあってはならない。

このため、「一括交付金」の制度設計に当たっては、下記を大原則とすべきである。

記

- 1 一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものであること
 - (1) 地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと
 - (2) 国によるチェックを、事前規制型ではなく、事後評価を重視したものとすること

- 2 一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること
(地方の意思を十分反映し、必要な予算総額を決定できる仕組みを確保すること)

- 3 一括交付金は、省庁縦割りの弊害を排除するため、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方を工夫すること
(分野内の使途区分を設けないこと、分野間の流用も一定程度認めること)
- 4 一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること
- 5 一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようなことになってはならないこと
- 6 一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること

（平成22年度当初予算）

稿
未定

(単位:兆円)

※ 各種資料をベースに全国知事会PT推計。
※ 内は、主な補助金等を例示。
※ 端数処理の結果、各区分の積み上げと合計が一致しない箇所がある。

平成 22 年 4 月 19 日
全 国 市 長 会

補助金の一括交付金化にあたっての考え方について

平 成 22 年 4 月 7 日
全 国 市 長 会
都市財政基盤確立小委員会

政府の地域主権戦略会議においては、地域主権改革の一環として、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの更なる見直し等とともに、補助金の一括交付金化の導入に向けて議論がなされているところである。

この補助金の一括交付金化にあたっては、これらの課題が相互に整合性を取りつつ、国と地方の役割分担に応じた適切な地方税財政制度の構築につながるものでなくてはならず、政府は、その基本的な考え方を早急に示すべきである。

我々は、政府の一括交付金化の骨格が明らかでなく、限られた情報に基づいたものであるが、現時点において、一括交付金化については以下のとおり考える。

なお、今後、政府における補助金の一括交付金化についての制度設計の具体的な進捗状況に合わせて、都市自治体としての意見を取りまとめて提案を行うこととする。

1. 一括交付金化は、補助金制度改革の第一歩として、国により使途が限定されている財源から地方の自由度が拡大することにつながることを前提に、その方向性は理解し、期待するものである。
2. 一括交付金化はあくまでも過渡的な措置であり、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分と地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の充実・強化等につながるものでなければならない。
3. 一括交付金化にあたっては、国の財政再建が優先された三位一体の改革の轍を踏むことなく、事業の執行に必要な予算総額の確保を図るべきである。
4. 一括交付金における国の事前事後の関与や申請手続・実績報告事務等は極力省略・簡素化が図られるべきである。
5. 一括交付金化は、国と地方の協議の場等で十分協議し、地方との合意形成を最優先することとし、期限を決めて拙速に取りまとめるべきではない。

地方ヒアリングにおける意見骨子

平成22年4月19日
全国町村会

- 基本的に地方が自由に使える「一括交付金」の主旨・目的に、町村長は期待していること
- 「三位一体改革」時のような地方交付税はじめ地方財源の削減を行わない旨『基本的考え方』で、まず明らかにすること
- 制度設計に当たっては、必要な事業の計画的実施に支障がないよう、小規模な町村へマイナスの影響を与えないこと
- 格差是正の観点から、財政力の弱い市町村に手厚く配分する方針を『基本的考え方』に明記すること
- 「総額」は、総理大臣出席の下、「国と地方の協議の場」で協議・決定すること
- 国家補償的性格を有するもの、特定地域の特別の事情により講じられているものは、「一括交付金」化の対象外とすること
- 公共事業や施設整備の投資的経費の交付基準は、社会資本整備の状況を考慮すること
- 使途の自由な自主財源であることを法的に明確にするため、「補助金適正化法」の適用対象外とすることについて、論点に加えて検討すること
- 地方交付税の復元の工程も、明確化が不可欠であること
- より良い制度となるよう、今後とも、町村の意見を十分聞くこと

資料

平成22年4月19日
全国町村会

補助金の廃止と「一括交付金」の創設については、交付総額の確保、配分基準、財政力の弱い自治体への配慮、年度により偏在性の大きな事業への対応、段階実施の工程などをあらかじめ明らかにするとともに、制度設計に当たっては、町村の意見を十分踏まえること。

また、地方交付税制度との整合性にも十分留意すること。

[全国町村長大会意見（平成21年11月18日）]

<「上記意見」取りまとめの際、町村から寄せられた主な要望・意見>

○趣旨・目的

- ・地方の自主財源を大幅に増やす「一括交付金」が自由に使えれば、特色あるまちづくりが進む
- ・現行の補助金交付申請事務が不要になるなど事務負担が軽減されるメリットは大きい
- ・地方の責任による、自主・自立の行財政運営が可能となることと事務の簡素化が図れる
- ・一括交付金化に当たり、これを名目にして、三位一体改革時のように、地方交付税を減額することのないようにすべき
- ・一括交付金の配分基準が不明であり、現行の補助金、地方交付税と何がどう違うのかよく分からぬ。地方交付税の配分枠の減が懸念される

○制度化の前提

- ・町村が必要と考え、計画的に実施する事業の中止、大幅延期などの支障が生じないようにすることが不可欠
- ・大都市、近郊都市、農山漁村に公平に配分することが可能か。配分方法によっては、新たな格差が生まれることを懸念する

○ 総額の確保

- ・社会保障など義務的なものは必要額を確実に確保、公共事業・施設整備の継続事業も必要額全額を確保、その他投資的経費は事業執行に支障のないようこれまで以上の額を確保すべき

○ 対象補助金の範囲

- ・基地所在市町村に交付されている基地交付金・調整交付金及び再編交付金は対象外とすべき

○ 配分の仕組み

- ・一律の客観的な算定基準による交付では、必要な時期に必要な額が確保できるか疑問

- ・各町村のインフラ整備率は事業ごとにバラツキがあり、一定のルール配分では、それぞれの団体の実情を反映した交付とならないのではないか

○ 国の関与

- ・整備計画等の策定を地方に義務づける手法は、現状でも諸計画が乱立していることを考えれば、煩雑な事務を課すだけで、国の事前関与が残っていると言わざるを得ない

- ・基本的に地方が自由に使える交付金であれば、補助金適正化法の対象外とすべき

○ 地方交付税との関係

- ・現行の補助金、地方交付税交付金と何がどう違うのかを明らかにして検討すべき

- ・一括交付金と地方交付税交付金との関係が、将来どうなるかを含め、相関関係が不明であり、地方交付税の減額に結びつかないか心配